

老発 0 3 2 0 第 5 号

平成 2 7 年 3 月 2 0 日

指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

厚生労働省老健局長

(公 印 省 略)

「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間
整備推進交付金の実施について」の一部改正について

標記の交付金については、「地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間推
進交付金の実施について」(平成 18 年 5 月 29 日付け老発第 0529001 号厚生労働省老健局
長通知)により行っているところであるが、今般、同通知の別紙「地域介護・福祉空間整
備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」の一部を別紙新旧
対照表のとおり改正し、平成 27 年 2 月 3 日から適用することとしたので、本制度の円滑
な実施について特段のご配慮をお願いする。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び 地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱</p> <p>第1～3(略)</p> <p>第4 先進的事業支援特例交付金(市区町村全域を単位として作成する整備計画 に対する交付金)</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)ア～ウ(略)</p> <p>エ 先進的事業支援特例交付金の交付(先進的事業整備計画に係る分)</p> <p>(ア)対象事業</p> <p>法附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた 同法第1条の規定による改正前の旧整備規則第4条第7号、第5条第3 号、第6条第7号及び附則(平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一〇 号)第2条の規定によりなおその効力を有するものとされた第6条第2 号(ユニット型施設を整備する事業に限る。)に定められた次に掲げる 事業に要する経費を対象とする。</p> <p>a 既存の特別養護老人ホームをユニット型施設へ改修する事業及び介 護療養型医療施設の改修により、第4の(1)のエの(ア)a、b又 はd若しくはeに掲げる施設であってユニット型のものに転換する事 業</p> <p>なお、当該事業については、平成26年度までの間、各都道府県に 設置された介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用した補助の対象と</p>	<p>(別紙)</p> <p>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び 地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱</p> <p>第1～3(略)</p> <p>第4 先進的事業支援特例交付金(市区町村全域を単位として作成する整備計画 に対する交付金)</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)ア～ウ(略)</p> <p>エ 先進的事業支援特例交付金の交付(先進的事業整備計画に係る分)</p> <p>(ア)対象事業</p> <p>法附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた 同法第1条の規定による改正前の旧整備規則第4条第7号、第5条第3 号、第6条第7号及び附則(平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一〇 号)第2条の規定によりなおその効力を有するものとされた第6条第2 号(ユニット型施設を整備する事業に限る。)に定められた次に掲げる 事業に要する経費を対象とする。</p> <p>a 既存の特別養護老人ホームをユニット型施設へ改修する事業及び介 護療養型医療施設の改修により、第4の(1)のエの(ア)a、b又 はd若しくはeに掲げる施設であってユニット型のものに転換する事 業</p> <p>なお、当該事業については、平成26年度までの間、各都道府県に 設置された介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用した補助の対象と</p>

なっていることから、本交付金ではなく、各都道府県が定めた補助要綱等に従って、手続きを行うこととなることに留意すること。

- b 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイの整備事業
- c 低所得高齢者の居住対策として「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）」第34条の規定に定める都市型軽費老人ホームを整備する事業（都市型軽費老人ホームの居室面積については、10.65平方メートル（収納設備を除く）以上とすることが望ましい。）
- d 介護関連施設等において、当該施設等に雇用される介護職員等のため施設内保育施設を設置する事業
- e 市町村から提案された全国的に見て先進的な事業
（高齢者安心住空間整備事業のうち高齢者複合サービス拠点、高齢者と子供や障害者との世代間の交流や共生を目指した事業を行うための拠点、スポーツ活動や介護予防等を通じて地域交流を図る事業を行うための拠点、高齢者の見守り等の支援を行うための拠点、既存施設のモデル的な環境整備等、地域包括ケアの推進にふさわしい地域の拠点と認められるものであって、既存施設や設備の老朽化に伴う整備又は改修は認められない。）
- f 小規模（定員29人以下）な養護老人ホーム整備事業（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）
- g 高齢者の生きがい活動や地域貢献等（見守り・配食等の生活支援活動、高齢者への配食サービス用農産物等の生産活動、高齢者スポーツの指導活動等の地域のニーズに応じた活動等）を目的としたNPO法人等の非営利組織等の活動拠点となる「地域支え合いセンター」を整備する事業
- h 既存の小規模福祉施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業

i 認知症高齢者グループホーム等における利用者等の安全性確保の観

なっていることから、本交付金ではなく、各都道府県が定めた補助要綱等に従って、手続きを行うこととなることに留意すること。

- b 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイの整備事業
- c 低所得高齢者の居住対策として「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）」第34条の規定に定める都市型軽費老人ホームを整備する事業（都市型軽費老人ホームの居室面積については、10.65平方メートル（収納設備を除く）以上とすることが望ましい。）
- d 介護関連施設等において、当該施設等に雇用される介護職員等のため施設内保育施設を設置する事業
- e 市町村から提案された全国的に見て先進的な事業
（高齢者安心住空間整備事業のうち高齢者複合サービス拠点、高齢者と子供や障害者との世代間の交流や共生を目指した事業を行うための拠点、スポーツ活動や介護予防等を通じて地域交流を図る事業を行うための拠点、高齢者の見守り等の支援を行うための拠点、既存施設のモデル的な環境整備等、地域包括ケアの推進にふさわしい地域の拠点と認められるものであって、既存施設や設備の老朽化に伴う整備又は改修は認められない。）
- f 小規模（定員29人以下）な養護老人ホーム整備事業（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）
- g 高齢者の生きがい活動や地域貢献等（見守り・配食等の生活支援活動、高齢者への配食サービス用農産物等の生産活動、高齢者スポーツの指導活動等の地域のニーズに応じた活動等）を目的としたNPO法人等の非営利組織等の活動拠点となる「地域支え合いセンター」を整備する事業
- h 既存の小規模福祉施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業

点から行う耐震改修を実施する事業

(イ) 交付額の算定方法

a 算定方法

先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その交付額の算定にあたっては、市町村ごとに先進的事業整備計画に記載された事業について、別表3(2)の第1欄に定める事業の区分ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

b 国の財政上の特別措置

次の表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が先進的事業整備計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、aにより算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(イ) 交付額の算定方法

a 算定方法

先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その交付額の算定にあたっては、市町村ごとに先進的事業整備計画に記載された事業について、別表3(2)の第1欄に定める事業の区分ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

b 国の財政上の特別措置

次の表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が先進的事業整備計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、aにより算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 対象施設の種類	3 加算率
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	・特別養護老人ホーム	1.10
沖縄振興特別措置法第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	・特別養護老人ホーム	1.50
豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合	・特別養護老人ホーム	1.08
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設(取壊し費用含む)	・養護老人ホーム ・ケアハウス	1.32

別表1～2(略)

別表3(1)(略)

1 区分	2 対象施設の種類	3 加算率
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	・特別養護老人ホーム	1.10
沖縄振興特別措置法第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	・特別養護老人ホーム	1.50
豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合	・特別養護老人ホーム	1.08
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設(取壊し費用含む)	・養護老人ホーム ・ケアハウス	1.32

別表1～2(略)

別表3(1)(略)

別表3(2) 先進的事業整備計画に基づく事業

別表3(2) 先進的整備事業計画に基づく事業

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費	
特別養護老人ホームのユニット化改修事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業				
「個室 ユニット化」改修	1,090千円	整備床数	<p>先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい）、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）、</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	
「多床室 ユニット化」改修	2,190千円	整備床数		
緊急ショートステイの整備事業	1,090千円	整備床数		
都市型軽費老人ホーム整備事業	1,640千円	整備床数		
施設内保育施設整備事業	10,900千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数		
市町村提案事業	30,000千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数		
小規模な養護老人ホーム整備事業	2,190千円	整備床数		
地域支え合いセンター整備事業	30,000千円(改修の場合は6,500千円)の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数		
既存施設のスプリンクラー設備等整備事業				
スプリンクラー設備				
1,000㎡以上の平屋建ての場合 (軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等については、1,000㎡以上の場合)	17,500円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと 1㎡あたり		
1,000㎡未満の場合	9,260円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額			
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,260円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額 / 1㎡と 2,320千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと		
300㎡未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等に自動火災報知設備を整備する場合	1,030千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数		
500㎡未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等に消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	310千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額			
ア 広域型施設 ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・老人短期入所施設（併設を含む）				
イ 地域密着型施設 ・特別養護老人ホーム （定員29人以下） ・介護老人保健施設 （定員29人以下） ・軽費老人ホーム （定員29人以下） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・複合型サービス事業所				
ウ 有料老人ホーム				
エ 生活支援ハウス等（ ） 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事又は市町村長が特に必要と認めた施設を含む。				

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費	
特別養護老人ホームのユニット化改修事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業				
「個室 ユニット化」改修	1,090千円	整備床数	<p>先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい）、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）、</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	
「多床室 ユニット化」改修	2,190千円	整備床数		
緊急ショートステイの整備事業	1,090千円	整備床数		
都市型軽費老人ホーム整備事業	1,640千円	整備床数		
施設内保育施設整備事業	10,900千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数		
市町村提案事業	30,000千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数		
小規模な養護老人ホーム整備事業	2,190千円	整備床数		
地域支え合いセンター整備事業	30,000千円(改修の場合は6,500千円)の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数		
既存施設のスプリンクラー設備等整備事業				
スプリンクラー設備				
1,000㎡以上の平屋建ての場合 (軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等については、1,000㎡以上の場合)	17千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと 1㎡あたり		
1,000㎡未満の場合	9千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額			
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額 / 1㎡と 2,250千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと		
300㎡未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等に自動火災報知設備を整備する場合	1,000千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数		
500㎡未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等に消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	300千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額			
ア 広域型施設 ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・老人短期入所施設（併設を含む）				
イ 地域密着型施設 ・特別養護老人ホーム （定員29人以下） ・介護老人保健施設 （定員29人以下） ・軽費老人ホーム （定員29人以下） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・複合型サービス事業所				
ウ 有料老人ホーム				
エ 生活支援ハウス等（ ） 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事又は市町村長が特に必要と認めた施設を含む。				

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業			先進的事業整備計画に基づく認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいし、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模介護老人保健施設 	14,700千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・その他地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の対象施設であって、都道府県知事又は市町村長が必要と認めた施設 	7,370千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		

（注1） 平成 26 年度までの間は、特別養護老人ホームのユニット化改修事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業は、上記単価により介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用した補助を実施。

（注2） 平成 25 年度補正予算繰越分については、25 年度配分基礎単価を適用するものとするが、別途指示する場合はこの限りでない。

様式第 1 号～ 3 号（略）

（追加）

- 平成 26 年度までの間は、特別養護老人ホームのユニット化改修事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業は、上記単価により介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用した補助を実施。
- 平成 25 年度補正予算繰越分については、25 年度配分基礎単価を適用するものとするが、別途指示する場合はこの限りでない。

様式第 1 号～ 3 号（略）

様式第4号

先進的事業整備計画書

計画名称

都道府県名 市町村名

1. 先進的な事業を行うための基礎整備に関する目標

2. 市町村内における特別養護老人ホームの状況

Table with columns for facility name, provider, location, and room types (unit, non-unit, multi-bed). Includes a summary row for unit room ratio.

3. 目標達成のために整備が必要な施設の名称、その費用の額及び交付予定額等

既存の特別養護老人ホームをユニット型施設へ改修する事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業

(単位：千円)

Main table for existing facility renovation with columns for facility name, provider, location, staff, expenses, and delivery amounts.

平成25年度においては、各都道府県に設置された介護基礎緊急整備等臨時特例基金により支援を実施

特別法等の適用 公害 沖縄 特案

緊急ショートステイの整備事業

(単位：千円)

Table for emergency short-stay facilities with columns for facility type, name, provider, location, beds, and expenses.

都市型軽費老人ホーム整備事業

(単位：千円)

Table for urban light-fee elderly homes with columns for facility name, provider, location, staff, and expenses.

特別法等の適用 南海

様式第4号

先進的事業整備計画書

計画名称

都道府県名 市町村名

1. 先進的な事業を行うための基礎整備に関する目標

2. 市町村内における特別養護老人ホームの状況

Table with columns for facility name, provider, location, and room types (unit, non-unit, multi-bed). Includes a summary row for unit room ratio.

3. 目標達成のために整備が必要な施設の名称、その費用の額及び交付予定額等

既存の特別養護老人ホームをユニット型施設へ改修する事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業

(単位：千円)

Main table for existing facility renovation with columns for facility name, provider, location, staff, expenses, and delivery amounts.

平成25年度においては、各都道府県に設置された介護基礎緊急整備等臨時特例基金により支援を実施

特別法等の適用 公害 沖縄 特案

緊急ショートステイの整備事業

(単位：千円)

Table for emergency short-stay facilities with columns for facility type, name, provider, location, beds, and expenses.

都市型軽費老人ホーム整備事業

(単位：千円)

Table for urban light-fee elderly homes with columns for facility name, provider, location, staff, and expenses.

特別法等の適用 南海

施設内保育施設整備事業 (単位：千円)

設置主体	施設種別	定員数	工事区分等		対象経費の実支出(予定)額	交付基準単価	交付(予定)額	備考
			工事区分	財産処分				
					a	b	c (aとbのいずれか低い方)	

施設種別欄について、上段には施設種別を、下段には当該保育施設の設置場所が上段の施設の「敷地内」か「敷地外」であるかを記入すること。
 工事区分欄について、当該保育施設の設置に係る工事の形態について記入すること(施設内に新たに建設する場合：創設、既存施設の一部改修の場合：改修)。
 財産処分欄について、当該保育施設の設置に当たり、財産処分の必要が生じる場合に「有り」と記入すること。

市町村提案事業

【具体的内容】	対象経費の実支出(予定)額	千円
	交付(予定)額	千円

小規模な養護老人ホーム整備事業 (単位：千円)

施設名称	設置主体	設置場所	定員	対象経費の実支出(予定)額	交付基準単価	算定基準による算定額	交付(予定)額
			a	b	c	d (a×c)	e (bとdのいずれか低い方)

特別法等の適用 南海

地域支え合いセンター整備事業

【具体的内容】	対象経費の実支出(予定)額	千円
	交付(予定)額	千円

既存施設のスプリンクラー設備等整備事業 (単位：千円)

スプリンクラー設備等を設置する施設の種別	施設の名称及び設置主体	事業開始年月	定員数(人)	補助対象床面積(m ²)	交付基準単価			算定基準による算定額	対象経費の実支出(予定)額	交付(予定)額	備考
					スプリンクラー設備(1mあたり)	自動火災報知設備等を設置する場合	消火ポンプユニット等を設置する場合				
				a	b	c	d	e = (a×b)+c+d	f	g (eとfのいずれか低い方)	

事業開始年月欄について、計画策定時において施設建設中である場合は、着工年月及び竣工予定年月を記入すること。
 複合施設の場合、併設されている施設種別、床面積、及び消防署の指導内容等を備考欄に記載すること。

施設内保育施設整備事業 (単位：千円)

設置主体	施設種別	定員数	工事区分等		対象経費の実支出(予定)額	交付基準単価	交付(予定)額	備考
			工事区分	財産処分				
					a	b	c (aとbのいずれか低い方)	

施設種別欄について、上段には施設種別を、下段には当該保育施設の設置場所が上段の施設の「敷地内」か「敷地外」であるかを記入すること。
 工事区分欄について、当該保育施設の設置に係る工事の形態について記入すること(施設内に新たに建設する場合：創設、既存施設の一部改修の場合：改修)。
 財産処分欄について、当該保育施設の設置に当たり、財産処分の必要が生じる場合に「有り」と記入すること。

市町村提案事業

【具体的内容】	対象経費の実支出(予定)額	千円
	交付(予定)額	千円

小規模な養護老人ホーム整備事業 (単位：千円)

施設名称	設置主体	設置場所	定員	対象経費の実支出(予定)額	交付基準単価	算定基準による算定額	交付(予定)額
			a	b	c	d (a×c)	e (bとdのいずれか低い方)

特別法等の適用 南海

地域支え合いセンター整備事業

【具体的内容】	対象経費の実支出(予定)額	千円
	交付(予定)額	千円

既存施設のスプリンクラー設備等整備事業 (単位：千円)

スプリンクラー設備等を設置する施設の種別	施設の名称及び設置主体	事業開始年月	定員数(人)	補助対象床面積(m ²)	交付基準単価			算定基準による算定額	対象経費の実支出(予定)額	交付(予定)額	備考
					スプリンクラー設備(1mあたり)	自動火災報知設備等を設置する場合	消火ポンプユニット等を設置する場合				
				a	b	c	d	e = (a×b)+c+d	f	g (eとfのいずれか低い方)	

事業開始年月欄について、計画策定時において施設建設中である場合は、着工年月及び竣工予定年月を記入すること。
 複合施設の場合、併設されている施設種別、床面積、及び消防署の指導内容等を備考欄に記載すること。

担当課名	担当係名	担当者名	連絡先(直通)	メールアドレス
------	------	------	---------	---------

認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

(単位：千円)

施設の種類	施設の名称	設置主体	事業開始年月日	事業内容	総事業費	対象経費の実支出(予定)額 a	交付基準準備 b	交付(予定)額 c (aとbのいずれか小さい方)	備考

担当課名		担当係名		担当者名		連絡先(直通)		メールアドレス	
------	--	------	--	------	--	---------	--	---------	--

以下略

(追加)

以下略